

## 多度津町農業委員会議事録

令和5年1月20日午前8時51分より午前9時41分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階大会議室において開催した。

その状況は次のとおり

- |       |   |
|-------|---|
| 議案第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について                    |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について                                |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について                                |
| 議案第4号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について            |
| 議案第5号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づく農用地利用配分計画案に対する意見の決定について |
| 報告    | その他   |

出席状況

出席委員

農業委員（13名）

議長	大西和芳
職務代理者（2番）	土田敏雄
職務代理者（3番）	山崎義行
4番委員	三野敏彦
6番委員	斯波明美
7番委員	矢野和幸
8番委員	中村稔
9番委員	秋山義充
10番委員	伊達和博
11番委員	山崎賢三
12番委員	篠原壽雄
13番委員	西山正美
14番委員	細川清二

農地利用最適化推進委員（7名）

1番委員	堀家徹
2番委員	眞鍋憲明
3番委員	中北一郎
4番委員	大谷泰則
5番委員	山地文
7番委員	村井文数
8番委員	宮武良充

欠席委員

農業委員（1名）	5番委員	横關幹夫
推進委員（1名）	6番委員	池田一普

農業委員会事務局職員

事務局長	海田 康弘
農地係長	植松 肇
主任主事	中西 祐太

## 審 議 内 容

事務局長 おはようございます。  
本日は、新年最初の農業委員会定例会ですので、開会に先立ちまして、町長よりご挨拶を申し上げます。

町長 おはようございます。

(町長挨拶)

事務局長 ありがとうございます。  
誠に恐縮ではございますが、丸尾町長は次の公務のため、ここで退席とさせていただきます。ご了承のほどよろしくお願いいたします。  
続いて、本来であれば産業課長よりご挨拶申し上げるところですが、体調不良のため、お休みをいただいております。課長より挨拶を預かっておりますので、代読のほうをさせていただきます。

(事務局長代読)

以上、代読させていただきました。  
それでは、ただいまから多度津町農業委員会定例会を開催いたします。  
初めに、大西会長よりご挨拶を申し上げます。

議長 おはようございます。

(会長挨拶)

事務局長 ありがとうございます。  
続きまして、本日の出欠状況についてですが、横關委員さん、池田委員さんが所用のため欠席との連絡がありましたので、ご報告いたします。  
本日は、農業委員14人中13人が出席していますので、多度津町農業委員会会議規則第6条の規定にあります委員の過半数に達していますので、本会は成立していることをご報告いたします。  
続きまして、議長の選出についてですが、多度津町農業委員会会議規則第4条に会長は議長となり議事を整理することになっていますの

で、大西会長にお願いしたいと思います。

議長

それでは、早速進めていきたいと思います。

最初に、本日の署名委員さんを指名させていただきたいと思ます。

12番の篠原委員さん、それから13番の西山委員さん、よろしくお願いをいたしたいと思います。

続きまして、昨日の小委員会の報告を山崎委員さんのほうからよろしくお願いをいたします。

山崎委員

昨日、小委員会で現地調査をしましたので、その結果をご報告いたします。

まず、議案第2号農地法第3条の申請が秋山委員さんの地元で8筆、譲渡人は1名であります。申請がありました。7筆は現在耕作放棄地となっておりますが、譲受人の方は、次に桃畑を耕作するというのでございます。また、もう一筆につきましては、きれいに畑地として管理をされておりましたので、譲受人もまたそのように管理していただけるものと思っております。

次に、議案第3号農地法第5条申請です。南鴨で1筆と道福寺で2筆の計3筆が出ております。土地柄、3筆とも周りは宅地化されております。現在出ております耕地の周りも大部分が宅地で一方だけが農地に隣接をするような状況でございます。耕作するには不便だと思われれます。3筆とも第3種農地となっているそうです。

以上の結果より、昨日の現地調査では問題ないものと結論づけましたが、皆さん、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま昨日の小委員会のご報告をいただきましたけども、これにつきまして何か、ご意見、ご質問がありましたらよろしくお願いをいたしたいと思ます。特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、それでは議案のほうの審議を行いたいというふうに思ます。

まず、議案第1号農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号をご覧ください。

【議案第1号番号1番から番号9番について、議案書を基に朗読】

補足といたしまして、番号1番で解約した農地につきましては、議案第3号農地法第5条にて転用申請予定となっております。

また、番号2番で解約した農地につきましては、戦前からの小作地を当事者の合意に基づいて解約をしたものです。

以上です。

議長

ありがとうございました。

それではまず、ご意見、ご質問を聞く前に、関連で2番の戦前からの小作地の合意解約について、参考になる何か情報等がありましたらお聞きしたいのですが、特にないですか。

眞鍋委員

特にありません。

議長

ないですか。分かりました。

それでは、ないようですので、議案第1号に対してご意見、ご質問等がありましたらよろしく願いいたします。特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、議案第1号につきましては報告案件ということでご理解いただきたいと思います。

続きまして、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号をご覧ください。

【議案第2号番号1番から番号2番について、議案書を基に朗読】

補足といたしまして、譲渡し理由は農業廃止、譲受け理由は経営規模の拡大となっております。

以上2件の申請につきましては、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えます。

また、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離も自宅から近く問題がないこと、農業委員会が定める下限面積の3,000平米も超えていることから、農地法第3条第2項各号の不許可には該当せず、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま説明がありましたけども、これにつきまして何かご意見、ご質問がありましたらよろしく願いいたします。

この案件につきましては、秋山委員さんのほうで大分ご尽力をいた

だいたというふうなことも聞きましたのですけども、秋山委員さんのほうからも何かありましたら。ないですか。

9 番委員 特段ございません。言うなれば、事務局から申請に対する許可が厳しいのではないかと、申請者が税理士では耕作が難しいのではないかと。しかし、申請者は配偶者であり、税理士ではない。そこをご理解願いたい。

議長 私も勉強不足であり、すべてが理解できていないので聞きたいのだが、税理士だと何か問題があるのか。

事務局 先月の3条申請と同じように、ほかに仕事がありながら、大きな面積を購入すると、兼業として成り立つのか。現状もすでに荒れている中で桃を植えるということですが、それができるかどうかという確認をさせていただきました。

議長 心配したという意味ですか。実質、ちゃんと農地の管理ができるかどうかというのを心配したということで確認を。

事務局 確認をしました。

議長 分かりました。

ほかに何かございませんか。

(なし の声あり)

特段ないようですので、それでは議案第2号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございました。ないということで、議案第2号を承認いたします。

続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号をご覧ください。

**【議案第3号番号1番から番号3番について、議案書を基に朗読】**

以上、今回申請のありました3件の転用申請につきましては、周辺が既に宅地化されていることから、集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障はないということなどから、許可要件を満たしていると考えております。

以上です。

議長 ありがとうございました。

ただいま事務局より説明がありましたけども、これにつきましてご意見、ご質問がありましたらよろしく申し上げます。特にございませんか。ないようですか。

(なし の声あり)

ないようですので、それでは議案第3号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

異議がないということで、議案第3号を承認いたします。

続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、を議題いたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第4号をご覧ください。農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画になります。

土地所有者が香川県農地機構へ貸付けをし、香川県農地機構が右側の欄に記されております借手へ貸付けをいたします。合計といたしまして、8筆、6,207平米となっております。以上の計画要請の内容は、経営基盤促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、特段問題はないかと考えます。

また、農業委員会の承認を得ますと、1月24日より公告縦覧となります。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありましたけども、これにつきましてのご意見、ご質問がありましたらよろしく申し上げます。特にございませんか。

(なし の声あり)

特にないようですので、それでは議案第4号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

異議がないということですので、議案第4号を承認いたします。ありがとうございます。

続きまして、議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づく農用地利用配分計画案に対する意見の決定について、を議題いたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第5号をご覧ください。

こちらは農用地利用配分計画案となっており、農業委員会において意見聴取することとなっております。

香川県農地機構から右側の欄に記されております借手へ貸付けをいたします。こちらの農地につきましては、香川県農地機構を通しての貸借が以前より設定されておりましたが、今回は借手のみの変更申請となります。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまご説明がありましたけども、これについてのご意見、ご質問がありましたらよろしくお願いたします。これも特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、議案第5号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

異議がないということで、議案第5号を承認いたします。ありがとうございました。

議案のほうは以上になります。

次に、その他ですけども、事務局より説明がありますので、よろしくお願いたします。

事務局長

事務局より3点ご報告させていただきます。

1点目は相続届について、2点目は来月分の農地機構貸借案件について、3点目は農地法第3条の別段の面積の指定の告示の廃止についてです。

初めに、相続届についてお願いたします。

事務局

今月は、相続届が1件提出されております。

書類につきましては、個人情報関係から、小委員会に出席されました委員さんと担当地区の委員さんにお配りをしております。配付資料をお持ちの委員さんは、お取扱いに十分ご注意ください。

以上です。

事務局長

続きまして、来月分の農地機構貸借案件についてお願いたします。

事務局

A4横の農地中間管理事業対象農用地等総括票の資料をご覧ください。

こちらに記載されております貸借案は、1月27日より1週間、農地機構のホームページにて掲載されます。ご確認をよろしくお願い

たします。

以上です。

事務局長 続きまして、農地法第3条の別段の面積の指定の告示の廃止についてお願いします。

事務局 農地法第3条申請にて農地の権利移動をするための要件の一つとして農地法第3条第2項第5号で県の下限面積は50アールと定められていますが、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従いまして町の区域内の全部または一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、これを公示したときは、その面積を下限面積として設定することができることとなっております。

現在、多度津町においては、島嶼部においては10アール、その他の区域については30アールで別段の面積を設定しており、お手元のホチキス止めをした資料の2枚目はその告示をした際の資料となります。

そして、このたび農地法改正に伴い、令和5年4月1日から下限面積要件は適用されないこととなります。そのため、資料の2枚目の平成23年多度津町農業委員会告示第1号を廃止する告示を行う必要があります。資料の1枚目はその廃止をする告示となっており、令和5年3月31日をもって廃止することとなります。

以上です。

事務局長 その他報告については以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま3点ほど報告がありましたけども、これについて何かご意見、ご質問がありましたらよろしくお願いします。

私のほうから、1点、昨日、小委員会でこの公示についてはホームページ等で載せるという話を聞きましたけども、方向としてホームページだけですか、ほかに何か方法はありますか。

事務局 現状はホームページのみの予定にはしておりますが、ほかの市町を確認して、広報等に掲載する必要があるれば、併せてそろえて対応していきたいと思えます。

議長 では、何ですと決まっているわけではないのですね。最低限、ホームページではしますという。

ほかに何かありますか。

9番委員 配っていただいた資料を見ているが、農地法が改正されるということか。行政機能として、県の指導が申合せ事項になると。

議長                   そう理解しています。結局3年3作というのも決まりも既になくなっていて。結局転用目的というものも含めて今後申請が出てくる中で、従来どおり農地として利用していただくようお願いをするということになる。そういう指導をしていく必要がある。

9番委員               香川県だけではなく、全国的に下限面積をもうけているが、すべて撤廃となる。

議長                   そうです。下限面積が多度津町であれば先ほど説明があったように3反以上とれていた。それは、各都道府県によって違うと、市町によって違うと思う。

9番委員               それは農地法の改正もそうだが、3年3作の撤廃も心配である。

事務局                何の根拠もなく慣行的に行われていたのが、全国的に散見されるということで、それは適切ではないという指導となっています。

9番委員               もう一度聞きたいが、見通しとしては全国的になくなる方向でいくのか、それとも少しでも残していけというのか。

事務局                基本的には、何の根拠もなく今まで3年3作というのがあったので、それが全国的に散見されるということから、それは是正しなさいということで農水省のほうから指示があったということでここに記載がありますので、基本的には全然法令も何もない状態だったのがずっと見受けられたので、今後は注意して、そういったものは適用しないようにということで通知の文書が来ておりますので。

議長                   これに関しては、また冒頭に申し上げましたとおり、委員の皆さん方については一読しておいていただきたいと思います。

                          ほかにその他のことにつきまして何かございますか。

                          はい、どうぞ。

5番委員                議案第4号の1番に貸借権とありますよね。これ、今まで出てこなかったのか、どういう形でどういうふうにするのか。

事務局                これは使用貸借が無償ですけれども、こちらは貸貸借になりますのでお金が発生するようになります。番号1番の農地につきましては、年間で記載の賃料を払うようになります。

5番委員                年間ですか、これ。

事務局                はい、年間です。2番につきましても同様です。

5番委員                どういう計算で出てくるのですか、これは。

事務局                これは1反いくらという計算になります。

5番委員                1反あたりで計算している。

事務局                はい。これは双方が納得した金額になりますので、ほかで貸貸借が

出てきたときには、また違う金額が記載される可能性があります。

5番委員 分かりました。何か根拠、細かい数字が出ているから、どういう計算をしたのか。これが1年間ですね。この契約は解約したときに設備等があるのでしょうか。

事務局 そうです。ハウスを建設する予定になっています。

5番委員 これは、撤去するとか、そういう項目は入っていないのですか。

事務局 基本は原状復旧になりますので、もし購入にならない限りは、返すときには撤去してお返しするということになると思います。

議長 この案件については農地機構との契約ですので、お互いの契約書の中で、ご存じかと思う、水利とか色々な事項を誰がする、そういったことが取り決めてある。

5番委員 農地機構が入ってきてくれる。

事務局 これは農地機構が間入った貸借になりますので、機構が一旦借りうけて担い手へ渡すようになっております。

議長 基本的には、所有者と借りる人との話合いの中でこういった細々したものを決めて、農地機構の契約書の中で記述を入れていく。あとはそういう話ということで。

事務局 そうです。

議長 ほかに。

(なし の声あり)

ほかにないようでしたら、続きまして最後に来月の予定のほうをお願いします。

事務局長 引き続き来月の予定についてご報告いたします。

2月の小委員会は16日木曜日の午前9時から役場2階大会議室で行います。当番委員は13番西山委員、推進委員は7番村井委員にお願いしたいと思います。

定例会は、17日金曜日の午前9時から2階大会議室で行います。署名委員は、14番細川委員、4番三野委員、5番横関委員のうち2名の方をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

議長 ありがとうございます。

これで定例会は終了になりますけど、全体にわたりまして何かありましたら。

(なし の声あり)

ないようですので、今月の定例会は以上となります。

以上で、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証明します。

議 長 .....

署名委員 .....

署名委員 .....

事務局長 .....

書 記 .....

書 記 .....